○国土交通省令第七十九号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月七日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （第一面） 低炭素建築物新築等計画認定申請書 （略） （注意） １．この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。この様式において「基準省令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。この様式において「建築物の低炭素化誘導基準」という。）において使用する用語の例によります。 ２．～４．（略） （略） （第三面） 低炭素建築物新築等計画 １．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項 〔建築物に関する事項〕 【１．地名地番】～【14．住宅部分の床面積】　（略） 【15．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】 【イ．非住宅建築物】 （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項） □基準省令第10条第１号イ(1)の基準 年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年） （基準値　　ＭＪ／（㎡・年）） ＢＰＩ（　　）	様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （第一面） 低炭素建築物新築等計画認定申請書 （略） （注意） １．この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。この様式において「基準省令」という。）及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。この様式において「建築物の低炭素化誘導基準」という。）において使用する用語の例によります。 ２．～４．（略） （略） （第三面） 低炭素建築物新築等計画 １．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項 〔建築物に関する事項〕 【１．地名地番】～【14．住宅部分の床面積】　（略） 【15．建築物全体のエネルギーの使用の効率性】 【イ．非住宅建築物】 （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項） □基準省令第10条第１号イ(1)の基準 年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年） （基準値　　ＭＪ／（㎡・年）） ＢＰＩ（　　）
□基準省令第10条第１号イ(2)の基準 年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年） （基準値　　ＭＪ／（㎡・年）） ＢＰＩ（　　）	□基準省令第10条第１号イ(2)の基準 年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年） （基準値　　ＭＪ／（㎡・年）） ＢＰＩ（　　）